

戸籍法の改正に関する要綱案

(前注) 以下、戸籍法(昭和22年法律第224号)を「法」、戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)を「規則」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)を「番号利用法」という。

第1 法務大臣が番号利用法に基づき戸籍関係情報を提供すること等について

1 戸籍の副本の保存

磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本は、法第8条第2項の規定にかかわらず、法務大臣がこれを保存するものとする。

2 戸籍関係情報の提供等

(1) 戸籍関係情報の定義

戸籍関係情報とは、戸籍又は除かれた戸籍に記録されている者その他の者との親子関係の存否、婚姻関係の存否その他の身分関係の存否を識別するための情報、戸籍に記録されている者の身分関係の異動に関する情報その他の戸籍又は除かれた戸籍に記録されている者に関する情報であって番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者((3)において「情報照会者等」という。)に提供するために必要なものとして法務省令で定めるものをいうものとする。

(2) 戸籍関係情報の作成

法務大臣は、番号利用法第19条第7号又は第8号の規定により特定個人情報(番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)を提供することを目的として、その保存に係る戸籍又は除かれた戸籍の副本(磁気ディスクをもって調製されたものに限る。第2及び第3において同じ。)に記録されている情報を利用して戸籍関係情報を作成するものとする。

(3) 戸籍関係情報の提供

法務大臣は、番号利用法第19条第7号又は第8号の規定に基づき、情報照会者等に対し、戸籍関係情報を提供するものとする。

(4) 戸籍関係情報の目的外利用の制限

法務大臣は、(2)又は(3)の規定による事務を取り扱う場合を除き、戸籍関係情報を自ら利用し、又は提供してはならないものとする。

(注1) 法務大臣は、戸籍関係情報の作成及び提供に当たり、情報提供用個人識別符号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第20条第1項。いわゆる機関別符号。）を利用し、番号利用法第2条第5項に規定する個人番号（12桁のマイナンバー）は利用しないこととし、そのために必要な法制上の措置（法務大臣が情報提供用個人識別符号を取得する手続等）については、番号利用法等の関係法令において所要の整備を行う。

(注2) 戸籍関係情報の作成の前提として、現に各市町村で戸籍に記録されている文字を収集した上で、標準的な字形の文字に収れんする文字の同定作業を実施し、当該同定作業により整備された文字を戸籍統一文字として定め、その結果を公表するものとする。なお、文字の同定作業については、当該分野の専門家の知見を得るため、有識者で構成する会議体を設置し、文字の同定に疑義が生じた文字について、同定の可否を同会議体に諮問するものとする。

第2 戸籍事務内における情報の利用について

1 届書等情報の送信等

- (1) 法第118条第1項の指定を受けた市町村長（以下第2及び第3において単に「市町村長」という。）は、届書、申請書その他の書類（戸籍の記録をするために必要なものに限る。）を受理した場合には、直ちに、当該書類に記載された情報（以下「届書等情報」という。）を法務大臣に通知するものとする。
- (2) (1)の規定による通知は、法務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。
- (3) (1)の通知を受けた法務大臣は、法務省令で定めるところにより、当該通知に係る届書等情報を磁気ディスクに記録し、これを保存するものとする。
- (4) 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書等情報に係る届出若しくは申請を受理した市町村長又は当該届出若しくは申請によって戸籍の記録をした市町村長に対し、当該届書等情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求し、又は当該届書等情報の内容を証明した書面を請求することができるものとする。
- (5) 法第10条第3項及び第10条の3の規定は、(4)の場合に準用するものとする。

(注) 届書の様式については、電子化の障害とならないよう、法務省令及び法務省民事局長通達において一定の見直しを行うものとする。

2 戸籍事務内における情報連携

法務大臣は、市町村長から戸籍事務の処理に関し求めがあったときは、法務省令で定めるところにより、当該市町村長に対し、その保存に係る戸籍若しくは除かれた戸籍の副本に記録されている情報又は届書等情報（以下「副本記録等情報」という。）を提供するものとする。

3 戸籍の謄本の添付省略等

(1) 届書の数通提出の不要化

法第36条第1項の場合において、届出地及び戸籍の記載をすべき地の市町村長がいずれも法第118条第1項の指定を受けているときは、届書を数通提出する必要はないものとし、法第36条第2項の場合も同様とする。

(2) 分籍届における戸籍の謄本の添付省略

届出地、届出事件の本人の本籍地及び分籍地の市町村長がいずれも法第118条第1項の指定を受けているときは、戸籍の謄本を添付する必要はないものとする。

(3) 転籍届における戸籍の謄本の添付省略

届出地、届出事件の本人の本籍地及び転籍地の市町村長がいずれも法第118条第1項の指定を受けているときは、戸籍の謄本を添付する必要はないものとする。

4 戸籍証明書の広域交付

(1) 戸籍又は除かれた戸籍に記録されている者（これらの戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記録が市町村長の過誤によってされたものであって、当該記録が法第24条第2項の規定によって訂正された場合におけるその者を除く。）を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属（後記5(1)において「本人等」という。）は、本籍地の市町村長以外の市町村長に対し、それらの戸籍に係る戸籍証明書又は除籍証明書の交付の請求をすることができるものとし（注1）、この場合において、当該請求をする者は、市町村長に対し、法務省令で定める書類（注2）を提示する方法により、当該請求をする者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならないものとする。

(2) (1)の請求を受けた市町村長は、その請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができるものとする。

- (3) 戸籍証明書又は除籍証明書の交付の方法その他(1)及び(2)の規定の実施に関し必要な事項は、法務省令で定めるものとする（注3）。

(注1) 戸籍証明書とは、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面をいうものであり、除籍証明書とは、除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面をいうものである。

(注2) マイナンバーカード等の写真付き身分証明書等に限定する予定である。

(注3) 法務省令において、(1)の請求を受けた市町村長による戸籍証明書等の発行につき、正本と異なる情報に基づく戸籍証明書等の発行を防止するための措置を講ずるほか、本籍地の戸籍の情報を証明するものであることが分かるような認証文を記載する等の措置を講ずるものとする。

5 電子的な戸籍証明情報（戸籍電子証明情報）の発行

- (1) 本人等による戸籍証明書又は除籍証明書の交付の請求は、戸籍証明書又は除籍証明書の交付に代えて、戸籍電子証明情報（戸籍証明書に係る電磁的記録をいう。）又は除籍電子証明情報（除籍証明書に係る電磁的記録をいう。）の発行についてすることができるものとする（注1）。
- (2) 前記4(1)後段及び同(2)の規定は、(1)の場合に準用するものとする。
- (3) 戸籍電子証明情報又は除籍電子証明情報の発行の方法（注2）その他(1)及び(2)の規定の実施に関し必要な事項は、法務省令で定めるものとする。

(注1) 戸籍電子証明情報等は、前記4の広域交付に係る戸籍証明書又は除籍証明書についても発行することができるものとする。

(注2) 戸籍電子証明情報等の交付に当たっては、マイナンバー制度におけるマイナポータルの仕組みを活用し、オンラインにより交付請求を行うことも可能とすることを想定している。

第3 法務大臣が保存する戸籍関係情報等の保護措置について

(補足説明)

- 1 前記第1及び第2の措置を講ずることにより、法務大臣が新たに構築するシステム（戸籍情報連携システム）においては、番号利用法に基づく情報連携において提供される戸籍関係情報に加え、副本記録等情報が保存、管理されることとなり、副本記録等情報については、戸籍事務内における情報連携に当たり、各市町村長が戸籍事務の処理に関して法務

大臣に提供を求めることができることとなる。

このように、戸籍情報連携システムにおいては、新たに、戸籍に関する個人情報を電子計算機処理により取り扱うこととなり、副本記録等情報については、本籍地外の市町村長が参照することが可能となり、特に個人情報保護の必要性が高まることから、適切な保護を確保するために必要な規律を設ける必要がある。そこで、関係他法令を参考に、

- ① 戸籍情報連携システムを利用して行う事務に関する秘密等の適切な管理（システムに関する秘密の保護）
- ② 法務大臣から副本記録等情報の提供を受けた市町村長における当該情報の安全確保
- ③ 法務大臣から副本記録等情報の提供を受けた市町村長における当該情報の利用及び提供の制限（目的外利用の制限）
- ④ 戸籍関係情報又は戸籍個人情報の電子計算機処理等に関する事務の従事者に対する戸籍関係情報又は戸籍個人情報に関する秘密等の保護

の各規律を設けることとした。

- 2 法務大臣が保有する個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の適用があることから、これを前提に、行政機関個人情報保護法の適用が及ばないと考えられる事項、行政機関個人情報保護法の規定についての特例を設ける必要があると考えられる事項に限って、規律を設けることとしている。

1 法務大臣が行う情報提供事務に関する秘密等の適切な管理

- (1) 法務大臣は、戸籍関係情報の作成又は副本記録等情報の提供に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他のこれらの情報の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならないものとする。
- (2) 市町村長は、副本記録等情報の提供の求めに関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の当該副本記録等情報の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならないものとする。

2 法務大臣から提供を受けた副本記録等情報の安全確保

前記第2、2の規定により法務大臣から副本記録等情報の提供を受けた市町村長が当該副本記録等情報の電子計算機処理等（注1）を行うに当たっては、当該市町村長は、受領した当該副本記録等情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の受領した当該副本記録等情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならな

いものとする（注２）。

（注１）「電子計算機処理等」とは、電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力若しくはこれらに類する処理又は情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の２１、第３０条の２４第１項参照。）。

（注２）市町村長から委託を受けて副本記録等情報の電子計算機処理等を行う者についても、同様の規律を設けるものとする。

３ 法務大臣から提供を受けた副本記録等情報の利用及び提供の制限

前記２の市町村長は、戸籍事務の処理に必要な範囲内で、前記第２，２の規定により法務大臣から提供を受けた副本記録等情報を利用し、又は提供するものとし、戸籍事務の処理以外の目的のためにこれらの情報の全部若しくは一部を利用し、又は提供してはならないものとする。

４ 戸籍関係情報又は戸籍個人情報に関する秘密等の保持義務

（１）法務省の職員又は職員であった者の秘密保持義務

戸籍関係情報又は戸籍個人情報（副本記録等情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。）の電子計算機処理等に関する事務に従事する法務省の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た戸籍関係情報若しくは戸籍個人情報に関する秘密又は戸籍関係情報若しくは戸籍個人情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないものとする。

（２）法務大臣から委託を受けた者等の秘密保持義務

法務大臣から戸籍関係情報又は戸籍個人情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た戸籍関係情報若しくは戸籍個人情報に関する秘密又は戸籍関係情報若しくは戸籍個人情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないものとする。

（３）市町村の職員又は職員であった者の秘密保持義務

戸籍個人情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た戸籍個人情報に関する秘密又は戸籍個人情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないものとする。

(4) 市町村長から委託を受けた者等の秘密保持義務

前記2の市町村長から戸籍個人情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た戸籍個人情報に関する秘密又は戸籍個人情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならないものとする。

(5) 罰則

(1)から(4)までの規定に違反して秘密を漏らした者に対する罰則を設けるものとする。

第4 市町村長及び管轄法務局長等の調査権について

1 市町村長の調査権について

市町村長は、届出の受理に際し戸籍法の規定により届出人が明らかにすべき事項が明らかにされていないときその他戸籍の記載のために必要があると認めるときは、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができるものとする。

2 管轄法務局長等の調査権について

管轄法務局長等は、市町村長から戸籍事務の取扱いに関する照会を受けたときその他法第3条第2項の規定により助言若しくは勧告をし、又は指示をするために必要がある場合においては、届出人、届出事件の本人その他の関係者に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができるものとする。

第5 戸籍訂正について

1 家庭裁判所の許可を得て行う戸籍訂正手続

法第114条において訂正許可審判の対象とされている「届出によつて効力を生ずべき行為」から、法第60条〔認知〕、第61条〔胎児認知〕、第66条〔養子縁組〕、第68条〔代諾養子縁組〕、第70条〔離縁〕、第71条〔代諾離縁〕、第72条〔死後離縁〕、第74条〔婚姻〕及び第76条〔離婚〕の各届出に係る行為が除外されることを明示するものとする。

2 市町村長の職権による戸籍訂正手続

(1) 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない旨の法第24条第1項本文の規律は維持するものとし、ただし、戸籍の記載、届書の記載その他の書類から訂正

の趣旨及び事由が明らかであるときは、この限りでないものとする。

(2) 法第24条第2項を、(1)ただし書の場合においては、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の訂正をすることができるものとする」と改める。

(3) (2)にかかわらず、戸籍の訂正の内容が軽微なものであって、かつ、戸籍に記載されている者の身分関係についての記載に影響を及ぼさないものについては、(2)の許可を要しないものとする。

(注) 市町村長が職権により戸籍の訂正をするときは、その訂正により訂正すべき記録のある者がその旨を知ることができるよう、法務省令において所要の整備を行うこととする。

第6 死亡届の届出資格者の拡大について

死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人のほか、任意後見受任者も、これを行うことができるものとする。

第7 その他所要の整備

形式的な字句の修正等を行う。